

子育での相談体制がさらに充実します
 医療的ケア児の相談窓口を開設します

と き 10月2日(月)から

と こ ろ 区立こども発達支援センター (光が丘 3-1-1)

区は2日から、区立こども発達支援センターに、新たな医療的ケア 児の相談窓口を開設する。

窓口では、医療的ケア児等コーディネーター*による専門相談と、 医療的ケア児を育てた経験のある家族への相談(医療的ケア児ペア ピア相談)ができる。ペアピア相談は、23区で初めての取組。

従来は、家族が相談する内容に応じて自ら関係する機関を探して 連絡し、こどもの状況をその都度説明しなければならなかったが、



▲相談イメージ

新たな相談窓口では、コーディネーターが一括して関係機関への連絡調整を行うことで、家族の負担を軽減する。またペアピア相談では、育児や将来などの不安や悩みについて、保護者に寄り添いながら話を伺い、助言を行う。

ペアピア相談員を務める練馬区重症心身障害児(者)を守る会は、「医療的ケア児を育てる親は、 様々な不安を抱えている。これまでの経験を活かし、寄り添い支えていきたい。」と話している。

※相談支援専門員や保健師等で、東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者。 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関をつなぐ。

【相談窓口の概要】

- (1) コーディネーターによる専門相談
 - ①日 時 月曜日~金曜日の午前9時~午後5時
 - ②方 法 電話、オンライン、訪問、来所のいずれも可
 - ③相談員 医療的ケア児等コーディネーター2名(看護師1名、相談支援専門員1名)
- (2) ペアピア相談
 - ①日 時 毎週月曜日の午前9時~午後5時
 - ②方 法 窓口への電話申込に応じて、相談員を紹介
 - ③相談員 医療的ケア児を育てた経験のある者 1名
- ※18歳以上の医療的ケア者の相談もお受けします。

【区立こども発達支援センター】

23 区で唯一の、診療所機能を備えた児童発達支援センター。

区の障害児支援の中核的な施設として、心身の発達に心配のある児童や障害のある児童とその保護者に対し、児童を取り巻く様々な機関等と連携しながら、相談や診断、通所訓練など障害児に対する総合的な支援を行っている。

【問い合わせ】

練馬区 こども発達支援センター 電話 03-3975-6251